

令和8年度京都市児童館等指導監査実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年度における児童福祉法第40条に規定する児童館及び児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設（以下「児童館等」という。）に対する指導監査の実施について必要な事項を定めるものである。

2 指導監査の対象施設

- | | |
|--------------|------|
| (1) 公設児童館 | 90施設 |
| (2) 公設学童保育所 | 7施設 |
| (3) 民設児童館 | 39施設 |
| (4) 民設学童保育所 | 5施設 |
| (5) 放課後ほっと広場 | 7施設 |
| (6) 地域学童クラブ | 13施設 |

3 指導監査の主眼事項及び着眼点

本年度の指導監査の主眼事項及び着眼点については、別紙1「児童館及び放課後児童健全育成事業に対する指導監査の主眼事項及び着眼点」のとおりとする。

4 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、これらのほか関係書類の提出を求める場合がある。

- (1) 実地指導監査
 - ア 児童館等
別紙2「実地指導監査に係る事前提出資料」
- (2) (1)以外
 - ア 児童館
別紙3「自主点検表（児童館）」
 - イ 児童館以外
別紙4「自主点検表（児童館以外）」

5 一般指導監査日程

- (1) 提出書類の提出期限
 - ア 実地監査の対象となる児童館等
令和8年7月2日（木）
 - イ 書面監査の対象となる児童館等
令和8年7月22日（水）
- (2) 実地監査の実施日
令和8年7月10日から令和9年3月31日までの期間で、別に定める日